

事業継続マネジメントシステム(BCMS) 適合性評価制度実証運用 実施要領

財団法人 日本情報処理開発協会
情報マネジメント推進センター

2009年9月14日改訂

2008年9月10日



目次

- はじめに
- BCMS実証運用における 認証機関の認定条件(1)～(2)
- BCMS認証機関の認定に関わる文書
- BCMS審査員の条件
- BCMS審査員の資格に関する文書



はじめに

本文書は、2008年7月30日に公開した「BCMS実証運用の概要について」を前提に、BCMS実証運用における、BCMS認証機関の認定条件、BCMS審査員の条件及びそれらの関連文書について規定したものである。

BCMS実証運用の基本方針、実施体制、日程等は「BCMS実証運用の概要について」を参照のこと。

BCMS正式運用開始を2010年3月に予定しています。
このため、BCMS実証運用の申請は2010年2月末日で締め切らせていただきます。



BCMS実証運用における 認証機関の認定条件(1)

BCMS認証機関認定の手順に対し、実証運用時は以下の条件とする。

認定の手順の項目・条件		実証運用で適用する条件・備考
5.1 申請	申請の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントシステムの認証機関としてJIPDECに認定されていること。 ・業種区分は適用しない。 ・申請前の認証実績は1件以上とする。
	申請の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・申請の様式は上記認定の手順による。 ・申請書類は様式2に従うが、一部省略できる。
5.2～ 審査	審査の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・技術専門部会委員を技術専門家として参加させる場合がある。
	書類審査 事務所審査	<ul style="list-style-type: none"> ・BCMS認定基準及び指針Ver.0.8、及びBCMS認証基準(BS 25999-2)により審査する。
	立会審査	<ul style="list-style-type: none"> ・立会審査は原則として実証運用参加の全組織を対象とする。但し 組織が多い場合は別途考慮する。
5.6 登録	登録証	<ul style="list-style-type: none"> ・実証運用では「仮認定」とする。認定登録証は交付しない。 ・実証運用期間終了後、審査を経て「認定」とする。 ・実証運用の「仮認定」の有効期限は、1年間とする。 注:「仮認定」は、実証運用での認定を意味する。



BCMS実証運用における 認証機関の認定条件(2)

BCMS認証機関認定の手順に対し、実証運用時は以下の条件とする。

認定の手順の項目・条件		実証運用で適用する条件・備考	
7.2 義務	登録情報の公開	・公開する。	
	料 金	申請料	・不要
		基本審査料	・不要
		審査料(付帯費含)	・審査実費を請求する。但し立会審査は1回分(ステージ1及びステージ2)のみ請求する。
	認定登録料	・不要	



BCMS認証機関の認定に関わる文書

BCMS実証運用として新規策定した文書

文書名	文書番号	発行日	概要
BCMS認証機関認定基準 及び指針	JIP-BCAC100-0.8	2008.9.10	BCMS認証機関の認定審査及び登録を行う際の認定基準。
BCMS認証機関認定の手順	JIP-BCAC110-0.8	2008.9.10	BCMS認証機関が認定を受けるための手順と、認定を申請する機関及び認定された機関の権利と義務について規定したもの。

BCMS実証運用で使用する共通文書

文書名	文書番号	発行日	概要
IMS認証機関認定の手引き	JIP-IMAC111-2.0	2007.4.1	認証機関が、認定を申請して登録されるまで、及び登録維持の標準的な流れと条件を示したもの。

上記文書に対し、本実施要領の条件を優先する。



BCMS審査員の条件

BCMS審査員の資格基準に関する指針に対し、下記条件を適用する。
 なお、下記に対し同等とみなされるものは、特例として認めることがある。

審査員資格基準の項目・条件			実証運用で適用する条件
3.1	審査員補の資格基準		
3.1.1	教育レベル		同項による
3.1.2	経験	事業継続関連分野での実務経験2年	事業継続関連分野での実務経験は、審査チームに同条件を満たす技術専門家を加えることで代用できるものとする。
	知識	CBCI又は同等な資格	
3.1.3	研修		同項による
3.1.4	個人的特質		同項による
3.2	審査員の資格基準	審査実績	QMS、EMS、ISMS、又はITSMSの審査員資格を必須とし、審査実績はこの資格で代用する。
3.3	主任審査員の資格基準	審査実績	QMS、EMS、ISMS、又はITSMSの主任審査員資格を必須とし、審査実績はこの資格で代用する。



BCMS審査員の資格に関する文書

BCMS実証運用として新規策定した文書

文書名	文書番号	発行日	概要
BCMS審査員の資格基準に関する指針	JIP-BCAC401-0.8	2008.9.10	各BCMS審査員(審査員補、審査員、主任審査員)についての資格要件に関する指針を規定したもの。
BCMS審査員研修コース基準に関する指針	JIP-BCAC221-0.8	2008.9.10	BCMS審査員研修コースの内容について、その指針を定めたもの。